

北上市中山間地域等直接支払交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月26日

北上市長 **市長署名**

北上市規則第24号

北上市中山間地域等直接支払交付金交付規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上市中山間地域等直接支払交付金交付規則の一部を改正する規則

北上市中山間地域等直接支払交付金交付規則（平成27年北上市規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後										
（交付金の返還等） 第9条 市長は、実施要領の運用第9第1項第1号から第9号までに掲げる事項に該当する場合は、交付決定者に対し、既に交付した交付金の全部又は一部を返還させるものとする。 2・3 [略] 別表（第4条関係）							（交付金の返還等） 第9条 市長は、実施要領の運用第9第1項第1号から第10号までに掲げる事項に該当する場合は、交付決定者に対し、既に交付した交付金の全部又は一部を返還させるものとする。 2・3 [略] 別表（第4条関係）										
地目	区分	交付単価（10アール当たり）	加算措置交付単価（10アール当たり）					地目	区分	交付単価（10アール当たり）	加算措置交付単価（10アール当たり）						
			棚田地域振興活動加算	超急傾斜農地保全管理加算	集落協定広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算				棚田地域振興活動加算	超急傾斜農地保全管理加算	集落協定広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算		
田		円	円	[略]					田		円	円	[略]				
	急傾斜	21,000	10,000							超急傾斜	21,000	14,000					
	[略]									急傾斜	21,000	10,000					
畑			10,000						畑			14,000					
	急傾斜	10,500	10,000							超急傾斜	10,500	14,000					
	[略]									急傾斜	10,500	10,000					
[略]							[略]										

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北上市中山間地域等直接支払交付金交付規則は、令和4年4月1日から適用する。